

令和元年 7月 1日
東 海 農 政 局

令和元年度東海農政局発注者綱紀保持委員会定例会議の概要について

令和元年5月29日に令和元年度東海農政局発注者綱紀保持委員会定例会議を実施しました。

議事概要は下記のとおりです。

記

- 1 日 時 別添資料のとおり
- 2 場 所 "
- 3 出席者 "

4 議 題

- (1) 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの働きかけを受けたとして報告のあった事案について
 該当なし。
- (2) 平成30年度発注者綱紀保持対策の実施状況について
 前年度の発注者綱紀保持研修・講習等の実施状況について、また発注者綱紀保持対策についての有資格業者への周知の実施状況について報告を行い、審議の上了解された。
- (3) 令和元年度発注者綱紀保持対策の方針について
 今年度の発注者綱紀保持研修・講習の実施計画及び事業者への周知の取組について提案を行い、審議した。前者については原案どおり、後者については周知文の掲示場所として打合せスペースを追加する等の修正を行った上、承認された。

令和元年度東海農政局発注者綱紀保持委員会

定例会議

1 日 時 令和元年5月29日（水） 10時00分～

2 場 所 土地改良技術事務所 研修室（3F）

3 出席者

名 称	職 名	氏 名
委員長	局長	幸田 淳
幹 事	総務管理官	渡部 博司
幹 事	総務課長	長谷部 勲
幹 事	会計課長 代理 課長補佐（支出負担行為）	清水 一雅
幹 事	農村振興部 設計課長 代理 課長補佐（総括）	岡上 晋也
委 員	企画調整室 調整官	辻川 雅彦
委 員	消費・安全部 消費生活課長	森田 明宏
委 員	生産部 生産振興課長	長友 秀昌
委 員	経営・事業支援部 担い手育成課長 代理 課長補佐（経営）	濱地 朝生
委 員	統計部 調整課長	北村 賢治
計		10名

4 議 題

- (1) 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案について・・・該当なし
- (2) 平成30年度発注者綱紀保持対策の実施状況について・・・別紙 1
- (3) 令和元年度発注者綱紀保持対策の方針について（案）・・・別紙 2

平成 30 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1 発注者綱紀保持研修・講習の実施状況について

農林水産省発注者綱紀保持規程第 14 条第 1 項の規定に基づき、本省予算課指示及び東海農政局発注者綱紀保持委員会により決定した研修・講習について、以下のとおり実施。

	講習会・研修名等			備考
	項目	H30 年度計画	H30 年度実績	
(1)	発注者綱紀保持研修（WEB 研修）及び理解度テスト			
①開催日	【本省予算課指示】	①平成 30 年 7 月 30 日（月） ～8 月 24 日（金）		
②対象者		②発注担当職員及び管理監督者 400 名（休職 2 名除く）、その他希望職員		
③受講者		③発注担当職員及び管理監督者 376 名、その他希望職員 39 名 未受講者 24 名（操作ミス 11 名、失念 13 名）		
④内容		④発注者綱紀保持対策、入札談合の防止に向けて、理解度テスト		
(2)	発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修			
①開催日	【本省予算課指示】	①平成 30 年 11 月 26 日（月） ～12 月 21 日（金）		
②対象者		②全職員 856 名 （育休 8 名、休職 6 名、東北支援 1 名、海外派遣 1 名の 16 名及び非常勤職員除く）		
③受講者		③856 名		
④内容		④発注者綱紀保持対策、理解度テスト		
(3)	東海農政局発注者綱紀保持講習会			桜華会館
①開催日 （予定日）	①11 月下旬以降（複数回）	①第 1 回 平成 31 年 1 月 16 日（水） 第 2 回 平成 31 年 1 月 23 日（水） 第 3 回 平成 31 年 1 月 29 日（火）		
②対象者	②発注担当職員及び管理監督者 402 名	②発注担当職員及び管理監督者 409 名（産休 1 名、病休 1 名、休職 3 名、事務局 3 名除く）		
③受講者				

	④講師	④公正取引委員会事務消極中部事務所担当者 本省官房予算課担当者	③399名(第1回131名、第2回140名、第3回128名) DVD研修 10名(豚コレラ対応5名、インフル2名、東北支援1名特休1名、欠席1名)	
	⑤内容	⑤独占禁止法及び入札談合関与防止法について 発注者綱紀保持に係るロールプレイ研修	④公正取引委員会事務局中部事務局担当者 局総務課担当者	
(4)	退職前研修			「退職予定職員に対する退職前研修の実施等について」 (平成30年7月23日付け30農人第536号大臣官房秘書課長通知)
	①開催日(予定)	①退職前(原則3月)	①平成31年3月下旬 (中途退職者はその都度)	
	②対象者	②定年退職者(引き続き再任用職員となる者を除く)、応募認定退職者、自己都合退職者、再任用職員で任期満了により退職する職員	②同左	
	③受講者		③31名 (年度途中7名、3月受講24名)	
	④内容	④発注者綱紀保持について 独占禁止法・官製談合防止法について	④同左	

2 発注者綱紀保持対策についての有資格業者への周知の実施状況について

農林水産省発注者綱紀保持規程第15条の規定に基づき、以下のとおり取組を実施。

実施項目及び内容等	
(1)	東海農政局 Web サイトに、当局における発注者綱紀保持対策の取組状況について掲載 ・「事業者の皆様へ」(平成30年10月23日付け東海農政局)のお知らせ ・東海農政局発注者綱紀保持委員会設置要領 ・東海農政局発注者綱紀保持委員会議事概要

	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省発注者綱紀保持規程 ・発注者綱紀保持委員会規則
(2)	局会計課、農村振興部及び国営事業所の受付窓口に掲示 <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)の「事業者の皆様へ」のお知らせ
(3)	入札公告、入札説明書及び東海農政局調達情報マガジンに掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・掲載内容 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>農林水産省の発注に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）を制定しております。</p> <p>この規定に基づき、第三者からの不当な働きかけを受けた場合は、その事実をWebサイトで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。</p> </div>
(4)	土地改良建設協会との意見交換会の場で周知 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月1日に実施された土地改良建設協会との意見交換会の場で、上記(1)の「事業者の皆様へ」のお知らせを配布し周知した。

3 その他（参考）

農村振興局主催により以下の研修を実施。

	研修（講習）名等	備考
(1)	情報漏洩・入札談合等のコンプライアンス研修 【開催日】：平成30年5月22日（火） 【対象者】：4月の人事異動により農業農村整備事業に携わることとなった職員30名 【受講者】：30名 【講師】：農村振興局担当者 【内容】：発注者綱紀保持、官製談合等の防止、ロールプレイ、国家公務員倫理、再就職等規制、グループ討議	農村振興局主催 担当：設計課

令和元年度発注者綱紀保持対策の方針について（案）

1 発注者綱紀保持研修・講習の実施計画について

農林水産省発注者綱紀保持規程第14条第1項の規定に基づき、発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図るため、以下のとおり計画。

なお、昨年度の講習会のアンケート結果を踏まえ、開催時期、対象者等見直すこととした。

〔アンケート結果（抜粋）〕

- ・開催時期について、「12月～3月は避けてほしい。」「開催時期を変更してほしい。」
- ・会場について、「狭い。」「会場に詰めすぎ。」「広い会場にしてほしい。」
- ・県拠点においては、「入札などの発注事務は担当していないため、担当者全員の参加に疑問。」
- ・説明について、「外部講師を取り入れてほしい。」「内部職員でなく外部講師による講義」など

	研修（講習）名	備考
(1)	東海農政局発注者綱紀保持講習会 【開催時期】：令和元年7月～9月（予定） 【対象者】：発注担当職員及び管理監督者 参加者は、本局にあつては各部署の発注担当職員及び管理監督者3分の1の参加を目途とし、各県拠点にあつては管理担当職員とする。また、事業所にあつては、原則全職員の参加とする。なお、新たに発注担当となった職員は必須とする。 【講師】：公正取引委員会事務総局中部事務所担当者 本省官房予算課担当者（事業所は局総務課担当者） 【内容】：入札談合の防止に向けて（予定） 農林水産省発注者綱紀保持対策について（予定）	本局並びに管内事業所への出前講習
(2)	発注者綱紀保持eラーニング研修 【開催時期】：令和元年11月（予定） 【対象者】：全職員（非常勤職員除く）	詳細は、本省の指示による。
(3)	退職前研修 【開催時期】：令和2年3月下旬（中途退職の場合はその都度） 【対象者】：定年退職者（再任用職員となる者を除く）、応募認定退職者、自己都合退職者、再任用職員で任期満了により退職する職員 【内容】：発注者綱紀保持について 独占禁止法・官製談合防止法について	「退職予定職員に対する退職前研修の実施等について」（平成30年7月23日付け30農人第536号大臣官房秘書課長通知）

2 発注者綱紀保持対策についての有資格業者への周知について

農林水産省発注者綱紀保持規程第 15 条の規定に基づき、発注事務にかかる綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、前年度に引き続き競争参加有資格者に対し以下のとおり実施することとする。

	実施項目及び内容等
(1)	東海農政局 Web サイトに、当局における発注者綱紀保持対策の取組状況について掲載 ・「事業者の皆様へ」（平成 30 年 10 月 23 日付け東海農政局）のお知らせ ・東海農政局発注者綱紀保持委員会設置要領 ・東海農政局発注者綱紀保持委員会議事概要 ・農林水産省発注者綱紀保持規程 ・発注者綱紀保持委員会規則
(2)	局会計課、農村振興部及び国営事業所の事務室入口に掲示するとともに、来訪した事業者が必ず目に触れるよう打合せスペースに配置。 ・上記(1)の「事業者の皆様へ」のお知らせ
(3)	入札公告、入札説明書及び東海農政局調達情報マガジンに掲載 ・掲載内容 農林水産省の発注に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）を制定しております。 この規定に基づき、第三者からの不当な働きかけを受けた場合は、その事実を Web サイトで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
(4)	事業者との意見交換会の場で周知 ・令和元年度に予定される事業者との意見交換会の場で、発注者綱紀保持対策について周知及び協力の依頼をする。